

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	第13条
処分の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消
法令の定め	第13条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。 一 登録事業者から登録の抹消の申請があったとき。 二 第5条第2項又は前条第3項の規定により登録が効力を失ったとき。 三 第26条第1項若しくは第2項又は第27条第1項の規定により登録が取り消されたとき。
処分基準	設定しない (理由) 法令の定めに尽くされている。
処分担当課	北海道建設部建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577)
問い合わせ先	特定非営利活動法人シーズネット (電話番号：011-708-8567)
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

新規

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	第 25 条
処分の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業に対する指示
法令の定め	第25条 都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対し、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。 2 都道府県知事は、登録事業が第7条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。 3 都道府県知事は、登録事業者が第15条から第19条までの規定に違反し、又は第20条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。
処分基準	設定しない (理由) 法令の定めに尽くされている。
処分担当課	北海道建設部建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	第26条
処分の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取り消し
法令の定め	<p>第26条都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第8条第1項第一号、第三号、第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 登録事業者が次のイからハマまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハマまでに定める者が、第8条第1項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合法定代理人</p> <p>ロ 法人である場合役員又は第8条第一項第七号の政令で定める使用人</p> <p>ハ 個人である場合第8条第1項第八号の政令で定める使用人</p> <p>三 不正な手段により第5条第1項の登録を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第9条第一項又は第11条第3項の規定に違反したとき。</p> <p>二 前条の規定による指示に違反したとき。</p>
処分基準	設定しない (理由) 法令の定めに尽くされている。
処分担当課	北海道建設部建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律
根拠条項	第38条
処分の概要	指定登録機関の指定の取り消し
法令の定め	<p>第27条 都道府県知事は、指定登録機関が第29条各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第28条第4項の規定により読み替えて適用する第7条、8条、9条第3項及び第4項（第11条第4項において準用する場合を含む。）、第10条又は第13条の規定に違反したとき。</p> <p>二 第31条第2項、第34条又は前条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第33条第1項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。</p> <p>四 第33条第3項又は第35条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 第30条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>六 登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人にあつてはその役員が登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。</p> <p>七 不正な手段により指定を受けたとき。</p>
処分基準	設定しない (理由) 法令の定めに尽くされている。
処分担当課	北海道建設部建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577)
問い合わせ先	同上
備考	